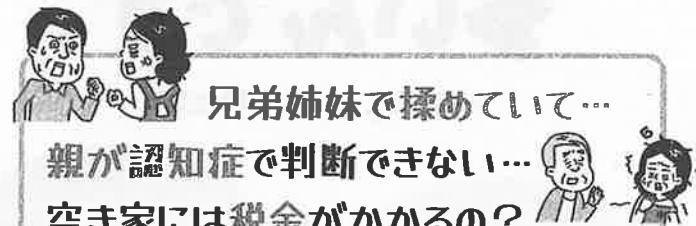




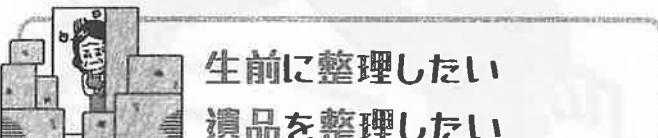
# あなたの空き家 あらゆる分野の専門家が連携し ワンストップで解決をを目指します！

## POINT<sup>1</sup> 空き家問題の プロ集団だから安心

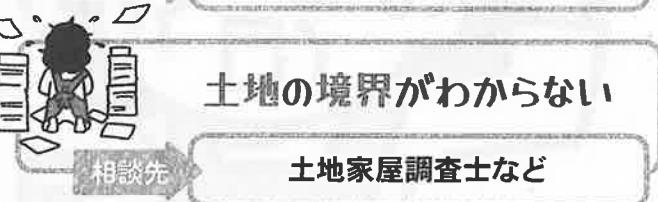
解決したい問題によって相談先も変わってきます。  
例えば…



相談先 弁護士、行政書士、司法書士など



相談先 遺品整理士、お片付け業など



相談先 土地家屋調査士など



空き家問題は非常に複雑で  
ご自身での解決は困難です。  
そういう時は私たち  
「NPO法人 空き家相談センター」  
にお任せください！

## POINT<sup>2</sup> 悩みに寄り添い 解決まで伴走します

ご相談～お見積りまでは  
無料のため、安心して  
相談していただけます。



お問い合わせ

相談の聞き取り

必要な専門家のチーム構成

各専門家との相談打ち合わせ

お見積り提示

実務作業開始

解決

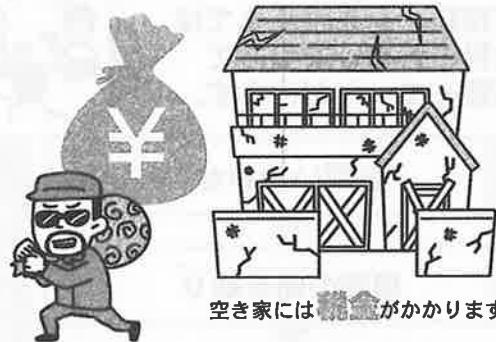
ご相談～お見積りまでは無料です



相談は無料だし、空き家相談センターには  
あらゆる分野の専門家がいて安心ね！

弁護士／行政書士／司法書士  
遺品整理士／終活カウンセラー／  
相続対策専門士／解体業／建築業／造園業  
既存建物状況調査技術士(インスペクション)  
ファイナンシャルプランナー／  
土地家屋調査士／不動産鑑定士／建築士  
公認会計士／税理士／マンション管理士  
宅地建物取引士など

**空き家を放置すると  
様々な問題が発生します。**



空き巣が狙っています



**空き家の所有者は適切に  
管理する責任があります。**

「空家等対策の推進に関する特別措置法」  
という法律があります。

- 空き家の所有者へ適切な管理の指導
- 適切に管理されていない空き家を「特定空家」に指定することができる
- 特定空家に対して、助言・指導・勧告・命令ができる
- 特定空家に対して罰金や行政代執行を行うことができる

勧告されても所有者が対処しない場合、市町村は空き家の所有者に対して改善の命令をします。命令は助言、指示、勧告といった行政指導よりも重く、行政処分と言われる行為で、空家等対策特別措置法では命令に背くと50万円以下の罰金が科されます。

## 行政と連携しています

- 空き家・空き地に関する相談、遠隔地所有者へのオンライン相談
- 空き家対策、未然対策に関するセミナー活動、講師派遣、出前講座
- 「空き家対策ナビゲーター®」の養成
- 既存建築物の利活用提案、エリアリノベーションの提案、まちづくりワークショップ、耐震診断
- 空き家に関する助成金申請等の手続き代行・アドバイス
- 地域・自治会との協働空き家対策
- 空き家管理
- 家の終活支援
- 仏壇やお墓等の扱い相談

など

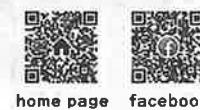


遠隔地にお住まいでもオンラインで  
ご相談いただけます！

特定非営利活動法人  
**空き家相談センター** NPO 法人兵庫空き家相談センターから名称変更しました

☎ 0797-81-3236  
✉ akiya.sc@gmail.com

<受付時間>  
平日 9:00~17:00



home page facebook

**今、  
空き家の  
悩みって  
本当に  
多いんです。**

NPO法人 空き家相談センター

